

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和7年4月10日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 増山 寛

◎調達機関番号 816 ◎所在地番号 13

○第1号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 29
- (2) 購入等特定役務及び数量 2025-2030年度 構内電話システムの構築及び運用保守 一式

2 意見の提出方法

- (1) 意見の提出期限 令和7年5月20日17時00分まで必着のこと。
- (2) 提出先 〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1 情報通信研究機構業務企画部DX企画推進室情報システムグループ
重森 かほり 電話 042-327-7282
E-mail jsys@ml.nict.go.jp

3 仕様書案の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月10日から令和7年5月20日まで。
- (2) 交付場所 情報通信研究機構ホームページの調達情報よりダウンロードして入手すること。

4 Summary

- (1) Classification of the services to be procured: 29
- (2) Nature and quantity of the services to be required: 2025-2030 Telephone system for NICT, 1 set
- (3) Time limit for the submission of comments : 17:00 20 May 2025
- (4) Contact point for the notice: Kahori Shigemori
Information Systems Group, DX Design Office,
Operation Planning Department, National
Institute of Information and Communications
Technology, 4-2-1 Nukui-Kitamachi Koganei-shi
Tokyo 184-8795 Japan T E L 042-327-7282
E-mail jsys@ml.nict.go.jp

仕 様 書

1 件名

2025-2030 構内電話システムの構築及び運用保守

2025-2030 Telephone system for NICT

2 目的（用途）

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）の 8 拠点（小金井、神戸、仙台、鹿島、吹田、北陸、横須賀、けいはんな）の電話システムの構築および運用保守を目的とする。けいはんな拠点では 7 拠点とは異なる電話システムを運用しているが、2025 年度末に保守期限を迎える。このため 7 拠点に先行する形で新電話システムに移行する。

なお、ISDN 回線サービス終了（2028 年 12 月）に伴う電話システムの改修及び固定電話通信サービスに必要な回線及びサービスの調達を含むものとする。

3 共通事項

- (1) 作業の実施にあたっては関係する法令および受注者に対し適用される条例を遵守するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行する。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議に応じること。

4 納入期限等

- (1) けいはんな拠点追加に伴う構築作業・運用保守

機器納入期限 2026 年 1 月 31 日

サービス提供期間 2026 年 2 月 1 日 ～ 2031 年 3 月 31 日

- (2) 小金井、神戸、仙台、鹿島、吹田、北陸、横須賀拠点の運用保守

機器納入期限 2026 年 3 月 31 日

サービス提供期間 2026 年 4 月 1 日 ～ 2031 年 3 月 31 日

上記（1）（2）において、機器納入日からサービス提供開始とせざるを得ない場合は、サービス提供期間に追加となる期間が可能な限り短期間となるよう対応すること。また本システムの運用中に機器・サービスを追加する必要があるため、当機構担当者と協議の上で対応すること。

(3) ISDN 回線サービス終了に伴うシステム改修・代替回線サービスの提供

機器納入期限	2028年9月30日
サービス提供期間	2028年10月1日～2031年3月31日

上記(3)において、受注者の都合により、必要がある場合は上記サービス提供開始日より前にサービスの利用を開始してもよい。この場合、利用開始の3か月前までに当機構担当者に通知すると共に、サービス提供期間を変更せずに行うこと。サービス提供期間を変更せざるを得ない場合は、当機構担当者との協議の上で対応すること。

5 調達数量

電話システム 1式

現行システムの端末数は表1を参照すること。

導入・運用期間において発生するすべての費用及び保守機器(バッテリー交換時に発生する機材を含む)や故障機器等の送料、契約終了時の機器の撤去、原状回復費用はすべて請負金額に含めること。

表1 現行電話システム端末数

拠点名	端末種別	端末数	用途等	回線内訳数
本部(小金井)	スマートフォン(iOS)	1278	内線用端末	1278
	固定電話機	166	アナログ電話	64
			FAX/複合機	75
			IP多機能電話	27
鹿島宇宙技術センター(鹿島)	スマートフォン(iOS)	30	内線用端末	30
	固定電話機	36	アナログ電話	28
			FAX/複合機	6
			IP多機能電話	2
未来ICT研究所(神戸)	スマートフォン(iOS)	190	内線用端末	190
	固定電話機	137	アナログ電話	120
			FAX/複合機	15
			IP多機能電話	2
耐災害ICT研究センター(仙台)	スマートフォン(iOS)	36	内線用端末	36
	固定電話機	26	アナログ電話	22
			FAX/複合機	4
脳情報通信融合研究センター(吹田)	スマートフォン(iOS)	150	内線用端末	150
	固定電話機	23	アナログ電話	19

			FAX/複合機	4
北陸 StarBED 技術センター（北陸）	スマートフォン（iOS）	30	内線用端末	30
ワイヤレスネットワーク研究センター（横須賀）	スマートフォン（iOS）	50	内線用端末	50
ユニバーサルコミュニケーション研究所（けいはんな）	PHS	180	内線用端末	180
	固定電話機	29	アナログ電話	20
			FAX/複合機	8
			デジタル多機能電話 ※	1

※移行時はアナログ電話とする。

6 納入場所

（1） 機器等

本システムの構成品のうち、既設固定電話機の収容に必要なもの、役職員の利用するスマートフォンについては表 2 に示す当機構拠点に納入すること。スマートフォンの拠点毎の納入数量については表 1 に示す台数をベースとするが、役職員等の新規採用・退職・人事異動等による変動する可能性があるため、納入前に当機構担当者と調整すること。

表 2 導入拠点一覧

当機構拠点名	所在地
本部（小金井）	東京都小金井市貫井北町 4-2-1
未来 ICT 研究所（神戸）	兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡 588-2
耐災害 ICT 研究センター（仙台）	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-3
鹿島宇宙技術センター（鹿島）	茨城県鹿嶋市平井 893-1
脳情報通信融合研究センター（吹田）	大阪府吹田市山田丘 1-4
北陸 StarBED 技術センター（北陸）	石川県能美市旭台 2-12
ワイヤレスネットワーク研究センター（横須賀）	神奈川県横須賀市光の丘 3-4
ユニバーサルコミュニケーション研究所（けいはんな）	京都府相楽郡精華町光台 3-5

（2） 書類等

東京都小金井市貫井北町 4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構 研究本館 2F

業務企画部 DX 企画推進室 情報システムグループ

7 電話システムの概要

（1） 現行システム構成

現行システムの構成は図 1 のとおりである。小金井・神戸・仙台・鹿島・吹田の各拠点内に配置された固定電話機は当機構構内 IP 網または PSTN を通じて、そしてスマ

スマートフォンは通信キャリア網を通じてクラウドPBXへ接続することで相互に内線通話および外線発着信が可能である。北陸・横須賀拠点はスマートフォンのみの運用としている。なお、スマートフォンはFMC方式を採用している。けいはんな拠点についてはオンプレミス型PBXとPHSからなる独自電話システムを運用している。

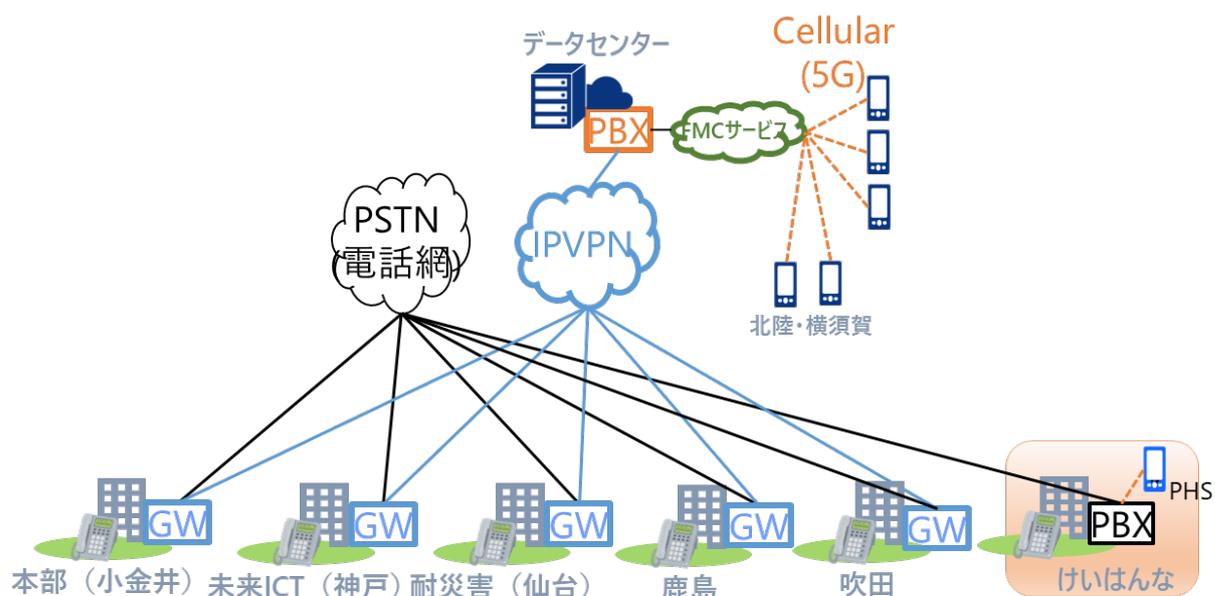


図 1 現行システム構成図

(2) 次期システム構成

次期システムの構成案は図 2 のとおりである。クラウド PBX+スマートフォン (FMC方式) をベースとした電話システムに、2025 年度末にオンプレミス型 PBX の保守が終了するけいはんな拠点の電話システムを統合する。また 2028 年 12 月 31 日に ISDN 回線サービスが終了することから、代替となる回線サービスに切り替える。

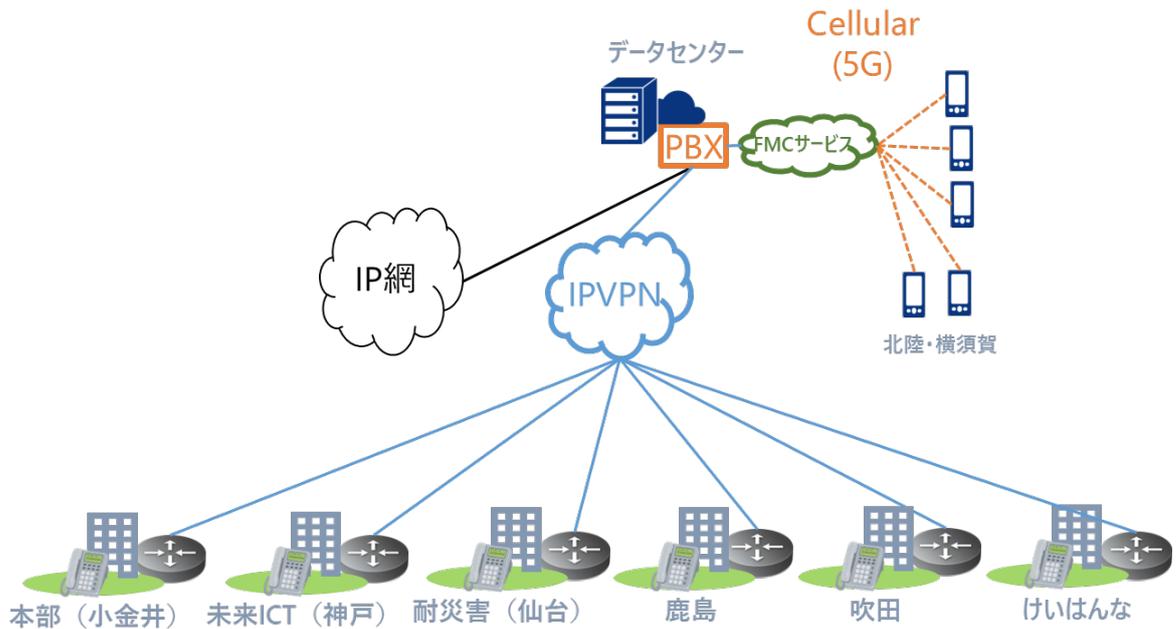


図2 次期電話システム構成案

8 電話システムの基本機能

現行システムと同等の機能要件を満たすシステムまたはサービスを提供すること。機能要件は「別紙1 電話システムの基本機能」に定める。

9 電話システムの技術要件

電話システムの構築・提供にあたり使用する機器やサービスについて、以下の要件を満たす機器・サービス等を納入・提供すること。記載のない機器・サービスについて、「8 電話システムの基本機能」に示す機能の実現に必要なものがある場合、これを含めること。

ア 主PBX装置またはサービス

本システムの中核となる主PBX装置を設置または主PBXサービスを提供すること。装置及びサービスの連携による提案も可とする。なお、主PBXを構成する機能のうち、電話番号数や電話機数等の回線数が表1の規定数を超える場合、追加のライセンス数が必要となるものについては、単価を設定し、契約期間中の増減に対応できるようにすること。

- (A) 全拠点のスマートフォン及びGW装置を統括・収容・連携すること。
- (B) スマートフォンと接続に暗号化された通信を利用可能であること。
- (C) 各拠点内に敷設された固定電話機及びFAX接続用のアナログ回線を収容し、本システムと連携が可能であること。
- (D) スマートフォン、GW装置の設定等を一括管理できること。受注者または当機構担

当者の操作により設定変更が可能であること。

- (E) 外線発着信の通信先・通信時間等のログを取得できること。1 ヶ月以上保持できること。
- (F) 主 PBX 装置を設置または主 PBX サービスを提供する場合、受注者においてデータセンターを準備すること。
- (G) データセンター所在地については日本国内である、または国内法が適用される場所であること。
- (H) JDCC (Japan Data Center Council) の定めるデータセンターファシリティスタンダードにおいて Tier-3 以上または同等以上の基準を満たしていること。
- (I) 主 PBX 装置の構成部品である電源ユニット、CPU、IO モジュール、スイッチ等は冗長構成となっており、活性交換が可能であること。
- (J) 主 PBX サービスの提供に汎用 IA(Intel x86 互換アーキテクチャ)サーバを利用する場合、サーバを複数台による冗長構成とすること。
- (K) 全端末数における同時発呼率 15%、かつピーク時の 1 時間当たりの平均通話時間 10 分を想定した設備またはサービス仕様とすること。

イ ゲートウェイ (GW) 装置

各拠点に存在する PSTN 網、固定電話機、FAX 等を本システムに收容するためのゲートウェイ (GW) 装置を設置すること。GW 装置 1 式あたり以下の要件を満たすこと。收容回線数等の都合により複数の GW 装置または PBX 装置を設置する場合も全筐体 1 式として以下の要件を満たすこと。

- (A) RJ-45 形状のイーサネットポートを 1 つ以上備え、キ「回線及びネットワーク機器等」に示す拠点間 IP ネットワークへ接続可能であること。
- (B) 各拠点内に敷設された固定電話機及び FAX 接続用のアナログ回線を收容し、主 PBX と連携が可能であること。
- (C) (A)～(B)の連携により、当機構拠点間の通話を IP 化、インターネットを通過せず通話料を低減する仕組みを備えること。
- (D) 各拠点内に敷設された PSTN 網 (ISDN1500 回線または ISDN64 回線)を收容でき、外線発着信に使用できること。
- (E) 主 PBX と疎通できなくなった場合、少なくとも GW 装置にて收容している固定電話機同士、固定電話機と局線間の通話が可能であること。
- (F) AC100～240V、周波数 50～60Hz の電源で動作可能であること。B 型コンセントで利用可能な電源ケーブルを添付すること。
- (G) 消費電力は 1500W 以内であること。
- (H) PBX 装置として提案する場合、構成部品である電源ユニット、CPU、IO モジュール、スイッチ等は冗長構成となっており、活性交換が可能であること。

- (I) EIA 規格のサーバ/ネットワークラックに搭載可能であること。搭載サイズは 15RU 以内であること。
- (J) イ (I) のラックに搭載可能な機構を備える、または棚板等に固定可能な機構を備えること。棚板固定とする場合、棚板を添付すること。
- (K) 停電対策として無停電電源装置を備えること。GW 装置が 5 分以上稼働するのに必要な容量・設備を備えること。

ウ 固定電話機（デジタル多機能/IP 多機能）：既設の電話機が利用不可の場合のみ

当機構で現在利用している電話機が、GW 装置で収容・利用できない場合、代替となる電話機（同等以上）を納入すること。数量は表 1 に示す数量とする。

- (A) 既設の多機能/IP 多機能電話機：NEC 製 DTZ-24D-2D、SAXA 製 NP-520
電話機の接続は既設の電話配線を利用可とするが、新規敷設してもよい。IP 電話機による提案も可とするが、LAN 配線及び収容用ネットワークスイッチは可能な範囲で既存機器類を流用し、必要に応じて新規敷設・設置とすること。

エ スマートフォン

役職員等が利用するスマートフォンを納入すること。なお、スマートフォン本体の契約形態については買取または貸与のいずれも可とする。また、スマートフォン数等に応じたライセンス数が必要となるものについては、単価を設定し、契約期間中のライセンス増減に対応できるようにすること。

- (A) LTE、4G または 5G のモバイルネットワークに接続が可能であり、両接続回線上において主 PBX と連携し音声通話が可能であること。
- (B) 充電可能なバッテリーを搭載し、連続待受時間は 168 時間以上、連続通話時間 5 時間以上であること。但し、連続待受時間についてメーカーが非公開としている場合、連続通話時間またはストリーミングビデオ再生時間を 10 時間以上とする。
- (C) 本体形状は、横幅 75mm 以内、縦幅 160mm 以内、厚さ 10mm 以内、重量 200g 以内であり、通話時に容易に片手で保持が可能であること。
- (D) パスコード等により、ユーザがスマートフォンの利用を制限できること。
- (E) 指紋・虹彩・顔等の生体認証によりパスコードの入力を容易にできること。
- (F) MDM 機能によるリモートロック、リモートワイプ、位置情報取得に対応すること。
- (G) MDM・MAM 機能によりアプリケーションの導入、カメラ機能の利用、USB マスストレージクラスによるデータ記録媒体としての利用等を制限可能であること。
- (H) 発信元の電話番号を表示する機能を有すること。電話番号が Web 電話帳に登録済みの場合、発信者の氏名等を表示する機能を有すること。

- (I) 充電用端子として USB Type-C, Lightning のいずれかを備えること。
- (J) 現行システムでは、充電用アダプタ、ケーブルに「Apple 20W USB-C 電源アダプタ」と「Apple USB-C-Lightning ケーブル」を使用している。現行システムで利用している機器が継続利用できない場合は、充電用の AC アダプタ、ケーブルを添付して納入すること。
- (K) ハンズフリー用のイヤフォン、ヘッドセット等を接続可能な端子を備えること。端子は(I)と共用でも可とする。
- (L) IP55 以上の防水・防塵性能を備えること。
- (M) スマートフォンに当該電話機に割り当てられた内線番号のシールを貼付すること。貼付位置・大きさ等については当機構担当者と調整すること。
- (N) スマートフォンは iOS 端末とすること。

オ MDM 及び MAM サービス

エ「スマートフォン」の管理のため、以下の機能を満たす MDM 及び MAM サービスを提供すること。

- (A) 本サービスを運用するデータセンター所在地については日本国内である、または国内法が適用される場所であること。
- (B) インターネット経由で Web ブラウザを用いた管理が可能であること。対応ブラウザは Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Apple Safari のうち 2 つ以上に対応すること。
- (C) ログインアカウントは複数設定可能であること。アカウント毎に管理可能な項目や端末の制限が設定可能であること。
- (D) スマートフォンの IMEI、電話番号、OS バージョン、接続ネットワーク、バッテリー残量の情報を取得可能であること。
- (E) スマートフォンのカメラ機能、USB マスストレージクラスによるデータ記録媒体利用を制限可能であること。
- (F) スマートフォンのリモートロック、リモートワイプ(データ消去)、位置情報取得が可能であること。
- (G) スマートフォンにおけるアプリケーションの導入を制限可能であること。
- (H) スマートフォンのアプリケーション配信(更新)が行えること。
- (I) 本調達のスマートフォン以外のモバイル端末の登録に対応すること。対象となる端末は回線キャリアを問わず、iOS 及び Android を搭載したスマートフォン等を対象とするが、サポート対象 OS バージョンの限定は可とする。

カ Web 電話帳サービス

エ「スマートフォン」の利便性を高めるため、以下の機能を満たす Web 電話帳サー

ビスを提供すること。オ「MDM 及び MAM サービス」と一体で提供される形も可とする。

- (A) 本サービスを運用するデータセンター所在地については日本国内である、または国内法が適用される場所であること。
- (B) スマートフォンの利用者と内線番号の組み合わせが参照可能であり、参照したデータからその場で内線発信可能であること
- (C) スマートフォンに内線着信があった際、Web 電話帳の登録情報に基づいた発信者情報が表示されること。
- (D) スマートフォンの紛失・盗難等の際に、当該スマートフォンからのアクセスを拒否する設定及び解除が可能であること。
- (E) 主 PBX の登録情報から自動連携、または CSV ファイル等による手動のデータ投入により Web 電話帳の登録情報を更新できること。
- (F) セキュリティ・運用上の都合により、スマートフォンとして存在し主 PBX に登録されているが、Web 電話帳に掲載しない番号が存在可能であること（オプトアウト）

キ 回線及びネットワーク機器等

以下の要件を満たすこと。

- (A) 本システムのサービスを提供できるよう、必要な回線ならびにネットワーク接続機器等を導入すること。機器を搭載するラックや電源配線等が不足する場合は受注者が調達し設置すること。
- (B) 主 PBX と GW 装置の連携及び内線通話を実現する拠点間等の回線については、電話機能の実現に必要なシステム構成やサービス形態に応じて提供すること。導入時に既存サービスに影響を与えないようにすること。
- (C) 現行システムでは、外線発着信において利用する各拠点からの電話局接続用回線（以下「局線」という。）として ISDN1500 または ISDN64 回線を使用しているが、本システム導入時は上記回線を利用した構成とすること。導入時に既存サービスに影響を与えないようにすること。既存の局線種別及び数量については表 6 に示す。
- (D) ISDN 回線サービスは 2028 年 12 月末 31 日で終了するため、本システムで必要とする小金井、神戸、鹿島、仙台、吹田、けいはんな拠点の局線は 4. (3) の納入期限までに調達すること。
- (E) 全端末数における同時発呼率 15%、かつピーク時の 1 時間当たりの平均通話時間 10 分を想定した回線および機器仕様とすること。

表 6 既存局線の回線種別及び回線数

拠点名	回線種別	回線数	Ch 数
本部（小金井）	ISDN1500	2	46
未来 ICT 研究所（神戸）	ISDN1500	1	23
耐災害 ICT 研究センター（仙台）	ISDN1500	1	23
鹿島宇宙技術センター（鹿島）	ISDN64	4	8
脳情報通信融合研究センター（吹田）	ISDN64	2	4
北陸 StarBED 技術センター（北陸）	なし（スマートフォンのみの運用）		
ワイヤレスネットワーク研究センター（横須賀）			
ユニバーサルコミュニケーション研究所（けいはんな）	ISDN1500	1	23

ク スマートフォン用通信契約（SIM または eSIM）

スマートフォンで利用する通信契約を提供すること。スマートフォン本体に物理的・有形の SIM カードを挿入するタイプ、無形の Embedded SIM（eSIM）タイプのいずれでも可とする。数量はスマートフォンと同数とする。また、追加分については回線数及び利用月を基準とした単価契約とすること。

- (A) 「スマートフォン」で利用できる LTE、4G または 5G に接続可能な音声通話用 SIM カードまたは eSIM 契約であること。通信エリアについては LTE、4G の人口カバー率 99%以上、5G の人口カバー率 80%以上とする。スマートフォン、通信契約または MDM/MAM 機能により機能制限（利用不可）ができること。
- (B) FMC 方式での提供とし、FMC 利用に必要なオプション契約を含むこと。
- (C) 音声通話及びデータ通信の国際ローミングが利用できる契約であること。ただし、データ通信の国際ローミングについてはこの機能を OFF にできること。また 1 日あたりの上限（利用料金または利用時間）を設定できること。
- (D) データ通信量は 2GB 以上とし、データ量をシェア可能な契約であること。ただし、データ量のシェアについては ON/OFF の設定ができること。
- (E) 回線の契約開始日（課金基準日）は 2026 年 4 月 1 日を基準とするが、構築及び運用上必要な場合、当機構と協議の上、開始日を前倒しすることができる。ただし、前倒しする期間については費用面に鑑みて可能な限り短く設定すること。
けいはんな拠点については、本システムの利用開始に併せて課金基準日を 2026 年 2 月 1 日とすること。
- (F) サービス提供期間中、当機構との協議に基づき、回線数の増減（新規契約・解約）に対応できること。回線増減に伴い月額料金以外の費用（手数料等）が発生する場合、これを単価設定すること。
- (G) スマートフォン用通信契約形態に調整が必要な場合は協議すること。

ケ 番号計画

以下の要件を満たすこと。

- (A) 各拠点の外線番号については、現行の ISDN1500 または ISDN64 回線の 0AB-J 番号を踏襲すること。
- (B) スマートフォンには内線番号を付与すること。原則として現在各拠点で利用している内線番号を踏襲すること。踏襲できない場合は当機構と協議の上、番号計画をたてること。
- (C) 外線番号とスマートフォン（内線番号）の紐づけを行い、外線番号宛に着信があった場合対応するスマートフォンを呼び出しできること
- (D) 吹田、北陸、横須賀拠点以外で利用するスマートフォンの外線発信については、特番を付与することで 0AB-J 番号(各拠点の局線)から発信ができること。
- (E) 各拠点内線番号に特番（拠点番号）を付与することで拠点間内線が利用できるようにすること。拠点番号の例を表 7 に示す。この拠点番号の前にさらに特番を付与することも可とするが、特番の桁数は可能な限り少なくすること。
外線番号の新規発番・廃止・変更、内線番号の新規発番・廃止・変更に対応して設定変更が可能であること。

表 7 拠点番号例一覧

当機構拠点名	拠点番号
本部（小金井）	10
耐災害 ICT 研究センター（仙台）	11
鹿島宇宙技術センター（鹿島）	12
ワイヤレスネットワーク研究センター（横須賀）	13
未来 ICT 研究所（神戸）	50
脳情報通信融合研究センター（吹田）	51
北陸 StarBED 技術センター（北陸）	52
ユニバーサルコミュニケーション研究所（けいはんな）	53

10 作業要件

本システムの導入・移行・運用においては、以下の要件を満たすこと。本章に定めのない事項でも、必要と思われる作業を提案すること。提案により仕様を変更する場合は、当機構担当者と協議の上で実施すること。なお、各文書は原則として日本語にて作成すること。また 13. (1) 書類等一覧①～⑭の書類を完成図書として、冊子体 2 部、電子媒体 1 部を提出すること。その他文書は、原則として会議開催時に必要な印刷物以外、電子ファイルにてメール等で送付すること。

ア システム製作場所

基本的に受注者の管理する建物、もしくは受注者自らが施錠・防犯対策・管理が可能な建物において、受注者の責任により情報セキュリティが確保されている場所

であること。当機構の各拠点での作業が必要な場合、当機構担当者の指示に従うこと。

イ 契約開始から納品まで、当機構からの疑義・要望等に対し、迅速に対応できる体制を整えること。

ウ システム構築

以下の記述で「平日」とは当機構営業日（土日祝日及び年末年始 12/29～1/3 を除く平日）とし、「休日」はこれ以外の日とする。時間帯は 9-17 時を日中帯、それ以外を夜間帯とする。

(A) スケジュールの提示

契約締結後、速やかに納品までの「スケジュール表」を提示し、当機構担当者の承認を得ること。

(B) 事前調査

システム導入のために各拠点の PBX 及び内線電話網の調査を行うこと。調査の結果システムの構成変更等が必要になった場合、当機構担当者との協議を行うこと。

(C) 電波対策

契約後速やかに当機構担当者との打ち合わせの上、必要に応じて日程調整および電波測定を実施し、当機構・受注者・通信キャリアによる協議の上で、通信エリアを定め、電波対策案を提示すること。但し、通信エリアに電波対策が困難な箇所がある場合、当機構担当者との調整を行い、受注者が代替案を提示すること。本システム運用開始時に通信エリアの電波対策が間に合わない場合、当機構担当者との調整の上、受注者が代替案を提示すること。電波対策の内容によって本契約内での実施が困難である場合、当機構担当者との調整を行い、対応案を提示すること。電波対策を別途調達などにより行う場合、その受注者と連携して対応すること。但し、通信キャリアが実施する電波改善については、必要な範囲について通信キャリアと直接契約を締結することとしてもよい。その費用は受注者を經由して、または通信キャリアへ直接支払うこととする。

(D) システム設計書の作成

本仕様書に基づいて、当機構担当者との十分な打ち合わせを行い、当機構が本仕様書に求めている内容（機能、品質、運用性、保守性、情報セキュリティ等）、受注者が提供すべき内容を確認する。これに基づいて「システム設計書」を作成し、当機構担当者の承認を得ること。

(E) システム構築作業

本仕様書および作成した「システム設計書」に基づいて、システム構築を行うこと。構築中に疑義が生じた場合、当機構担当者に連絡し、必要に応じてシステム設計書の修正を行うこと。

(F) システム納入作業

システムの納入を行うこと。日程及び作業内容については作業日の2週間前までに当機構担当者に連絡し承認を得ること。作業時間帯は原則日中帯とするが、現行システム等に影響を及ぼす可能性がある場合、夜間帯または休日での実施も可能であるため当機構担当者調整すること。

(G) スマートフォンのキッティング作業

役職員等の利用するスマートフォンのキッティング作業を行うこと。スマートフォンの設定内容については当機構担当者調整すること。新規に拠点を追加する際は、初回配布時のキッティング作業を実施すること。また10.エ(E)に示す一斉交換時もキッティング作業の対象とするが、事前に当機構担当者調整を行い作業実施の有無を決定すること。なお、キッティング作業に係る費用については、台数に応じた単価を設定すること。

(H) ユーザ向けサポートデスク

当機構役職員等から、スマートフォン及び固定電話機（新規設置した場合）について利用方法の問い合わせに対応する窓口を開設すること。窓口の運用期間はスマートフォンの配布からシステム切替後2か月の間とする。窓口の対応時間は平日9時から17時とし、電話・メールのいずれにも対応すること。窓口で解決が困難な課題等が発生した場合、当機構担当者に申し出ること。

窓口で受け付けた問い合わせについて「ユーザ問い合わせ履歴管理表」を作成し、随時更新、当機構担当者共有すること。窓口設置期間終了後に提出し、承認を得ること。

(I) 切替作業

現行システムからの切り替え作業が必要な場合、原則として休日日中帯に実施すること。日時は当機構担当者調整すること。

作業実施の2週間前までに「切替作業実施計画書」「切替作業検査報告書(案)」を提出し、当機構の承認を得ること。切替作業実施後に「切替作業検査報告書」を提出し、当機構の承認を得ること。切替作業実施にあたって不測の事態が発生した際には切り戻しが可能な手順・手法とすること。

(J) ランニング試験期間

切り替え作業実施後、ランニング試験期間を1週間以上設けること。ランニング試験期間中に発生した不具合・障害について速やかに対応できる体制を整えること。不具合・障害対応のためにシステムの設定変更等を実施した場

合、システム設計書等に変更内容を反映し、当機構担当者の承認を得ること。
ランニング試験期間中に不測の事態が発生し、システムの継続運用が困難と
当機構担当者が判断した場合、切り戻しを実施し、今後の対応について当機
構担当者との協議を行うこと。

エ システム運用・維持管理

システム納入後、4 納入期限等に示す「サービス提供期間」の間、当該システムの
運用・維持管理を行うこと。なお、以下の記述で「平日」とは当機構営業日（土日
祝日及び年末年始 12/29～1/3 を除く平日）とし、「休日」はこれ以外の日とする。
時間帯は 9-17 時を日中帯、それ以外を夜間帯とする。

(A) システムの運用時間

導入したシステムはシステムメンテナンスの時間を除き、24 時間 365 日継
続運用・サービス提供を行うこと

(B) システムメンテナンス

システムメンテナンスが必要となった場合、原則メンテナンス当日の 1 週間
前までに Web サイト・ポータル等への掲載またはメール等の送信により当機
構担当者へ連絡すること。緊急メンテナンス等やむを得ない事情がある場合、
メンテナンス時間が判明次第連絡すること。

(C) 障害対応

システム障害や不具合を確認した場合、当機構担当者に速やかに連絡すると
共に、復旧に向けた切り分け・対応を行うこと。また、当機構担当者がシス
テム障害や不具合と思われる事象を確認した際に、連絡を受け付ける窓口を
開設すること。受付時間は 24 時間 365 日とする。

(D) 設定変更

当機構担当者からの依頼を元に主 PBX、GW 装置等の設定変更を行うこと。受
付時間帯は平日日中帯とする。設定作業は年間 50～100 件程度とする。但し、
繁忙期の人事異動（2024 年 4 月異動実績：約 200 件）を想定した大規模設定
変更を本調達に含むこと。コールピックアップ及び転送設定等リモートで対
応可能な設定変更については、月間 5 回まで対応すること。これを超える場
合については、当機構担当者との別途調整すること。

(E) スマートフォンの交換作業

役職員等に配布するスマートフォンについて、紛失・故障・水濡れ・全損・
バッテリー劣化・不良などのトラブルについて修理・交換等の対応をす
ること。その場合の端末の回収・配送、初期設定、内線番号シール貼付に係る作
業を行うこと。なお、スマートフォンの交換については、故障機等の受領か
ら発送まで 1 週間以内とすること。また、全スマートフォンについて契約期

間中の少なくとも1回の一斉交換を行うこと。但し、OS メジャーバージョンアップ等によりサービス側の対応が即時できない場合は協議によって費用を含めた対応方法、対応時期を当機構担当者と協議して決めること。

(F) 運用支援・問い合わせ対応

システムの技術的な仕様、操作方法等の問い合わせ窓口を開設すること。受付時間は平日日中帯とする。受け付けは電話および電子メールとし、受付時間は平日日中帯とする。

(G) 停電時の対応

各拠点の計画停電時は、事前に当機構担当者及び拠点担当者と日程を確認し、計画停電実施に係る影響及び必要な対応について説明を行うこと。また必要に応じて各拠点現地での対応作業を実施すること。

(H) 月次報告書の提出

1ヶ月毎に作業報告書を作成し、翌月速やかに当機構担当者に提出し、承認を得ること。契約最終月となる3月分については3月31日までに報告書を提出すること。

報告書には作業日時及び作業内容の概要を記載すること。必要に応じて別途作業詳細等を添付すること。

個別の作業が無かった月についても、作業無の旨を記載し提出すること。

単価契約としたものについては内訳明細書を発行すること。

(I) 電話番号及び通話料金一覧の発行

1ヶ月毎に電話番号毎の利用料金（通話料・通信料含む）一覧を作成し、当機構担当者に提出すること。形式は問わない。Webサイト・ポータルからのダウンロードでも可とする。

(J) 通話ログの提出

1ヶ月毎に通話ログを採取し、翌月速やかに当機構担当者に提出すること。またスマートフォン紛失や不正アクセス等の情報セキュリティ上の懸案事項が生じた場合、当機構担当者からの通話ログ提供依頼に対応し、速やかに提供すること。通話ログ提供依頼の受付時間は当機構営業日とする。通話ログの形式は問わない。Webサイト・ポータルからのダウンロードでも可とする。

オ 打ち合わせ議事録

(A) 議事録の作成

当機構担当者と打ち合わせを行った際には打ち合わせ議事録を作成し、速やかに当機構担当者の承認を得ること。契約最終月となる3月分については3月31日までに提出すること。フォーマットは適宜とする。

カ 納品前検査について

- (A) 構築・納入したシステムが設計通り動作することを確認するため、「納品前検査計画書」を作成し、当機構担当者の承認を得ること。
- (B) (A)で承認を得られた「納品前検査計画書」に基づいて検査を実施すること。検査の場所は受注者の作業場所（主 PBX、MDM/MAM 等システムに関わるものを想定）及び当機構の各拠点（スマートフォン、固定電話機などユーザ利用に関わるものを想定）とする。当機構担当者から現地立ち会いの希望があった場合には日程等を調整し、当機構担当者立ち会いのもと、検査を実施すること。
- (C) 結果を取りまとめた「納品前検査報告書」を当機構担当者に提出し、承認を得ること。
- (D) 検査の結果、仕様等を満たさない場合には、必要な措置を行うこと。

キ 納品検査について

- (A) 構築・納入したシステムが設計通り動作することを確認するため、当機構担当者が実施することを前提とした「納品検査計画書」を作成し、当機構担当者の承認を得ること。
- (B) (A)で承認した「納品検査計画書」に基づき、当機構担当者による検査を実施する。
- (C) (B)の結果を取りまとめた「納品検査報告書」を当機構担当者に提出し、承認を得ること。
- (D) 検査の結果、仕様等を満たさない場合には、必要な措置を行うこと。

ク 契約の目的物の種類又は品質に関する担保責任（契約不適合責任）

当機構が本件調達品について、納入期限から起算して1か年以内に、契約の内容（目的物の種類、品質又は数量）に適合しないことを発見したときは、受注者にその内容を通知するものとし、受注者は履行の追完等、担保の責任を負うこと。

ケ 教育等

- (A) 当機構内の「ユーザ向け操作マニュアル」を作成・提出し、当機構担当者の承認を得ること。操作方法について現行システムから変更がない場合に限り、ユーザ向け操作マニュアルの作成を省略してもよい。また現在利用しているマニュアルを提供するので、提供されたマニュアルを編集して納入する形でもよい。データ形式については Web 形式 (HTML) 及び Word/PDF 等ドキュメントファイルを想定しているが、構築時に当機構担当者と調整すること。
- (B) 当機構の電話システム管理者向けに「管理者向け操作マニュアル」を作成・提出し、当機構担当者の承認を得ること。操作方法について、現行システムから

変更がない場合に限り、管理者向け操作マニュアルの作成を省略してもよい。

- (C) 納品後、納入期限までに当機構担当者に対して本件調達に係る納入品の操作等についての説明会を1回以上行うこと。操作方法について、現行システムから変更がない場合に限り、説明会の実施を省略してもよい。日時については当機構担当者と調整すること。説明会終了後に「説明会実施報告書」を提出し、当機構担当者の承認を受けること。

コ 引継ぎ

- (A) 本契約終了時に引継ぎ体制を提供すること。本契約の開始または終了時の引継ぎ期間は1か月とし、当該期間内での引継ぎを行うこと。それに要する費用は受注者の負担とする。なお、引継ぎ作業は、システム設計書、作業実施計画書、作業実施報告書、操作マニュアルといった既存のドキュメントをベースに行うこと。

1.1 ISDN 回線サービス終了に伴う対応

2028年12月末にISDN回線サービスが終了することから、代替となる回線・通信サービスを提案し、4.(3)に定める期限までに切り替えること。代替となる回線・通信サービスの導入・移行・運用においては以下要件を満たすものとし、必要と思われる作業を提案し、当機構担当者の承認を得た上で実施すること。

- (ア) 回線・通信サービスの仕様は「別紙2 固定電話通信サービス提供業務」を基に、同等機能、サービスを提供すること。提供内容に差異が生じる場合、事前に当機構担当者に通知し、対応について協議の上で決定すること。
- (イ) 各拠点で利用中の0AB-J番号を引き続き利用できること。新規に追加する電話番号は0AB-J番号または0A0番号（ただし携帯電話番号除く）のいずれかとする。
- (ウ) 必要な機器・サービスについては本契約に含めること。
- (エ) サービス切り替えの際は、利用中のサービスへの影響を最小限に抑えること。

1.2 費用・料金等

本システムの構築・提供・利用にあたり必要となる費用について以下の通り整理する。請負金額及び当該金額に係る内訳明細は本項記載の内容・期間を基準とすること。

ア システム構築に関わる費用

以下に示す機器の費用及び当該システムの構築に関わる一切の費用を含めること。

- (ア) 別紙1(2)ウ(A) 回線インタフェースの落雷対策
- (イ) 9.ア 主 PBX (装置としての提案の場合、またはサービスとしての提案のうち機器の導入が必要なもの)

- (ウ)9. イ GW 装置
- (エ)9. ウ 固定電話機
- (オ)9. エ スマートフォン (買取契約の場合)
- (カ)9. キ 回線及びネットワーク機器等 のうちネットワーク機器
- (キ)10. ウ システム構築

イ システム運用・保守に関わる費用

以下に示すサービスの費用及び当該システムの運用保守・維持管理に関わる一切の費用を含めること。

- (ア)9. ア 主 PBX (サービスとしての提案の場合)
- (イ)9. オ MDM 及び MAM サービス
- (ウ)9. カ Web 電話帳サービス
- (エ)9. キ 回線及びネットワーク機器等 のうち回線
- (オ)9. エ スマートフォン (貸与契約の場合)
- (カ)9. ク スマートフォン用通信契約 (SIM または eSIM)

小金井、神戸、仙台、鹿島、吹田、北陸、北陸、横須賀分 1764 式: 2026 年 4 月 1 日~2031 年 3 月 31 日

けいはんな分 180 式: 2026 年 2 月 1 日~2031 年 3 月 31 日

として算定すること。

- (キ)10. エ システム運用・維持管理

(E)「全スマートフォンについて契約期間中の少なくとも 1 回の一斉交換を行うこと。」の内容を含む。端末台数は上記(カ)と同数とし、単価契約とすること。

ウ 通話料・通信料

以下のとおりとすること。

(ア)内線通話 (固定電話機同士、スマートフォン同士、固定電話機-スマートフォン間) 料金は、拠点内および拠点間を問わず本調達に含み、通話時間・通話回数に関わらず定額であること。なお端末台数が大きく増減する場合は別途協議を行うので対応すること。

(イ)各拠点の局線調達後の外線通話 (各拠点の局線から発信) の料金は、本調達に含めること。

(ウ)9. ク スマートフォン用通信契約 のうち(B)吹田、北陸、横須賀拠点分の外線発信料金を本調達に含めること。定額制または従量制のどちらでも可とする。従量制の場合、通話度数・通話時間に基づく単価契約とすること。吹田、北陸、横須賀拠点全体での 1 ヶ月あたりの通話度数は下記の表のとおり。なお 1 度数 = 30 秒とする。

通話先	度数（吹田）	度数（北陸）	度数（横須賀）
固定電話	1,155	120	131
携帯電話/スマートフォン	2,345	237	148
IP電話	150	79	27

(エ)9.ク スマートフォン用通信契約 について、本契約内でLTE、4G、5G等の回線契約種別が混在し、受注者側システムの都合上請求グループ等を分割せざるを得ない場合、各グループの提供料金は同一とすること。

エ スマートフォン追加

スマートフォンを新たに追加する場合（新規に拠点を追加する場合を除く）において、定常的に発生する費用を利用開始日当日から日割りで算出することが可能な場合は、日割りにて算出すること。利用開始日については当機構担当者と協議の上で決定すること。

1.3 提出書類名および必要部数

(1) 書類等一覧

	名称	数量	納品形式	提出期限	備考
①	スケジュール表	1部	データ形式	契約後速やかに。	
②	プロジェクト体制図	1部	データ形式	契約後速やかに。	
③	打ち合わせ議事録	1部	データ形式	打ち合わせ後速やかに。契約最終月の3月については、3月31日までに提出。	
④	システム設計書	1部	データ形式	システム設計終了後4週間以内	
⑤	切替作業実施計画書	1部	データ形式	切替作業実施2週間前まで	
⑥	切替作業実施報告書	1部	データ形式	切替作業実施後速やかに	
⑦	納品前検査計画書	1部	データ形式	納品前検査実施4週間前まで	
⑧	納品前検査報告書	1部	データ形式	納品前検査実施後速やかに	
⑨	納品検査計画書	1部	データ形式	納品検査実施4週間前まで	
⑩	納品検査報告書	1部	データ形式	納品検査実施後速やかに	
⑪	ユーザ向け操作マニュアル	1部	データ形式	2025年12月23日まで	操作方法が変更となる場合
⑫	管理者向け操作マニュアル	1部	データ形式	2025年12月23日まで	操作方法が変更となる場合
⑬	ユーザ問い合わせ履歴管理表	1部	データ形式	問い合わせ窓口設置期間終了後速やかに	管理表を作成した場合

⑭	説明会実施報告書	1部	データ形式	説明会実施後速やかに	説明会を実施した場合。
⑮	支給品受領書	1部	データ形式	支給品受領後速やかに	支給品がある場合
⑯	貸与品受領書	1部	データ形式	貸与品受領後速やかに	
⑰	電波対策に係る資料	1部	データ形式	電波対策立案後速やかに	対策が必要な場合
⑱	月次報告書（作業結果報告書）	1部	データ形式	翌月以降速やかに。契約最終月の3月については、3月31日までに提出。	
⑲	電話番号及び通話料金一覧	1部	データ形式		
⑳	通話ログ	1部	データ形式		

いずれの文書もバージョン管理を行い、更新時は速やかに当機構担当者に提出すること。また上記①～⑱の文書は完成図書とし、冊子体2部、電子媒体1部を4.(2)の納入期限までに提出すること。

1.4 支給品の有無

有（別添のリストのとおり）

支給品については現行システムの設定情報等の確認が必要な場合に支給する。

1.5 貸与品の有無

有（別添のリストのとおり）

貸与品については現行システムの設定情報等の確認が必要な場合に貸与する。

1.6 関連仕様書

無

1.7 情報セキュリティについて

(1) 適切な情報セキュリティ管理の実施

受注者は、適切な情報セキュリティ管理を実施していること。適切な情報セキュリティ管理を実施しているとは、組織としての情報セキュリティ方針及び情報セキュリティ管理体制が制定され、リスク対応計画立案、管理策の実施、教育、内部監査を含む情報セキュリティ管理が、文書化された手順に従って実施されていることを言う。ISO/IEC 27001またはJIS Q 27001に準拠した管理は、適切な情報セキュリティ管理の例である

(2) 業務実施体制

受注者は、本業務を履行する体制について、予め以下の事項について提出し、当機構の了承を得ること。

業務実施体制

- ① 責任者（専門性・実績等に関する情報を含むこと）
- ② 担当者（専門性・実績等に関する情報を含むこと）
- ③ 連絡体制・窓口
- ④ 業務実施場所（国内・国外を問わず当機構外で業務する場合）

構築すべき体制に関する留意点

受注者は、下記に留意して、体制を構築すること。なおこれらに変更があった場合は速やかに当機構に報告し、その了承を得ること。

- ① 本業務を履行するにあたり必要な経験、資格、業績等を有する者を確保して体制を構築すること。その際、必要な経験、資格、業績等を有する者は、背景となる適切な経歴、知見、語学、文化的背景を有すること。
- ② 本業務を履行するにあたり受注者の従業員もしくはその他の者による意図しない変更や業務に関して知り得た情報の窃取等が行われないことを保証する管理体制を構築すること。

(3) 情報セキュリティ対策の実施

受注者は、業務に関して知り得た情報の紛失、滅失、改ざん、き損、漏えい、その他の情報セキュリティ事故を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(4) 情報セキュリティ事故発生時における報告

受注者は、契約の履行中、履行後を問わず情報セキュリティ事故、又はそのおそれのあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに当機構に報告し、当機構の指示に従うものとする。

(5) 情報セキュリティ対策の実施状況の報告・点検

当機構は業務や情報の取扱いが適切に行われていることを確認するため、受注者に対して定期的な報告や自己点検を求めることができるものとする。また特に重要な業務を委託している場合、あるいは重大な情報セキュリティ事故が発生した場合、機構は受注者と協議の上、立入調査を求めることができるものとする。報告・点検の結果、改善が必要な点が見つかった場合、受注者は改善計画を立て当機構に提出するものとする。

(6) 委託の制限

ア 受注者は当機構が書面で承諾した場合を除き、本件業務の全体または一部を第三者に委託してはならない。受注者は第三者に委託するときは、責任を持って情報セキュリティの適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。

イ 選定した委託先に対しては、情報セキュリティに関し受注者が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、受注者及び受注者の委託先との間で締結する契約書にその旨を明記するものとする。

ウ 受注者は委託先の情報セキュリティ管理全般、業務実施体制、情報セキュリティに関する点検・調査の受け入れ可否等の状況について、あらかじめ当機構に書面で提出するものとする。受注者の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(7) 情報の目的外利用及び提供の禁止

受注者は業務に関して知り得た当機構所定の書式・方法により明示した保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、当機構が保護を要しないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報を本仕様書の業務履行にのみに利用し、他の目的に使用しないこと。当機構の承諾なしに第三者に提供してはならず、受注者の社内においても、本件業務に関わる者以外には秘密とすること。また、受注者は受注者の従業員その他受注者の管理下にて業務に従事する者に対し、受注者と同様の秘密保持義務、情報保全義務を負担させるものとする。

(8) 情報の複写又は複製の禁止

受注者は、本業務のために当機構から提供された情報や資料等を当機構の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(9) 情報の受取り

当機構が一時的に電子ファイル等を受注者に預ける場合は、預かり証に受注者（作業員等を含む）の押印あるいは署名を求める場合があるので応じること。

(10) 情報のやり取り

ア 当機構と通信回線を経由して電子ファイル等のやりとりを行う場合は、万一の事故に備えてパスワード付与や暗号化などの措置をとること。

イ また最新のパターンファイルが適用されたウイルス検出ソフトで検査し、問題がないことを確認してから送付すること。

(11) 資料・情報の保管

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料を、適切に施錠管理された場所に保管すること。

イ 電子ファイルの場合は適切なアクセス制御が行われたフォルダーに保管すること。また当機構が特に指定した場合は暗号化などの対応をとること。

(12) 資料の返却・情報の消去等

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料は、業務完了後直ちに当機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、当機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

イ 受注者は、情報を記録した資料を当機構に返還した後、なお当該情報が複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。なおその際「預かり証兼データ破棄届」を当機構に提出すること。

18 その他の事項

- (1) 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当機構担当者に申し出るとともに受注者の責任においてこれを原形に復すること。
- (2) 納品物の設置に当たっては、建築設備耐震設計・施工指針[国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修]等の各種基準例を参照し、適切に固定すること。

別添

支給品・貸与品リスト

区分	資産管理番号	資産名称	構成品	形状・規格等	数量	保管場所
支給品 ／ 貸与 品	120106143000	構内電話シス テム	別紙3 表1のと おり	別紙3のと おり	1式	本部 研究本 館 B1MDF 室 他(別紙3の 通り)
貸与品	113103349000	ユニバーサル コミュニケー ション研究所 構内交換設備 改修工事	別紙3 表2のと おり	別紙3表2の とおり	1式	けいはんな 本館G階MDF 室

引渡の方法・時期、返却の方法・時期については、別途、指定する。

引渡及び返却にかかる費用は、本件の契約代金に含まれる。

引渡・返還にあたっては、当機構指定の書面を提出すること。

仕様書別紙「電話システムの基本機能」

以下の要件を満たすシステムまたはサービスを提供すること。

(1) 機能要件

ア 基本機能

- (A) 当機構内において、固定電話機間、スマートフォン間、固定電話機—スマートフォン間において、相互に内線番号による発着信ならびに音声通話ができること。
- (B) すべての電話機について、当機構内と外部との間で、発着信ならびに音声通話ができること。
- (C) スマートフォンについて、日本国内の通信エリア（人口カバー率 LTE/4G：99%相当以上、5G：80%以上）においても上記（A）～（B）が利用できること。
- (D) 当機構が保有するファクシミリ装置（以下「FAX」という。）にて、機構内のFAX間ならびに機構内と外部との間を接続し、各種文書の情報を送着信できること。なお、当機構で利用されているFAXは一般的なアナログ回線に接続できるG3規格の機種である。

イ 共通機能

表1の機能を備えること。特に定めがないが必要な機能については、受注者が提案、設計を行い、当機構担当者の承認を得たうえで実装すること。提案及び設計においては、当該機能利用の根拠、機能の詳細、利用方法、システムへの実装方法、既存の電話システムからの変更の際するユーザへの影響等について詳細に検討した内容を示すこと。

表1 共通機能

No.	機能名称	機能概要
1	外線発着信・通話	すべての電話機で外線番号（0AB-Jの割当）による発着信ならびに音声通話ができること。
2	内線発着信・通話	すべての電話機間で内線番号（内線番号の割当）による発着信ならびに音声通話ができること。
3	発信者番号通知（着信時）	内外線通話において、着信者側で受話前に発信元の番号または発信者の電話帳登録名を把握できること。
4	発信者番号通知（発信時）	内外線通話において、発信者側で自己の電話番号を通知するよう設定できること。着信者がある番号を使用してリダイヤルできること。
5	外線通話規制	電話機毎に発着信規制ができること。

別紙1 電話システムの基本機能

6	緊急特番および特別番号への発信	NTTの提供する緊急特番および3桁番号が利用可能であること。110番、118番、119番、104番、115番、117番、171番、177番、184番、186番など。
7	内線発着信番号の割当	拠点番号+相手先内線番号で発信し、通話できること。内線番号は当機構が現在使用している相手先内線番号を利用すること。但し、必要に応じて拠点番号の前に回線捕捉特番を付加してもよい。現在使用している内線番号が利用できない場合は当機構担当者と協議の上、番号計画をたてること。
8	外線発着信番号の割当	当機構外部への発信元番号として、既存の電話システムにてユーザが使用している0AB-J番号を利用できること。050番号も可能とする。なお、当該0AB-J番号は本システム導入時に既存の電話システム導入業者から移管を受け、本システム運用終了時に次期電話システム導入業者に移管すること。
9	内線設定変更について一元管理	通話・転送等の設定等について一元管理が可能であること。
10	迷惑電話対策	迷惑なセールス電話やFAX等などの個別着信拒否がホワイトリストまたはブラックリスト形式で可能なこと。本機能は、共通する情報は当機構担当者が、個人に係る情報はユーザが、それぞれ設定できること。
11	不正アクセス対策	外線への急激な発信増加などの異常な動作を検知し、管理者に警告メールで通知が可能なこと。
12	発着信履歴情報管理	内線・外線別、時間別の発着信数を集計して、当機構担当者の時間調整やトラブル防止の判断材料として提示できること。
13	管理者機能	PCブラウザからの運用・管理ができること。ファイルアップロードによる電話帳データの一括登録ができること。電話帳の遠隔利用停止/解除ができること。ユーザ情報、部署情報、端末情報の管理ができること。当機構内・共有電話帳編集ができること。不要な有料コンテンツへの登録、利用がなされないように設定できること。

ウ 電話機機能

各電話機の種別において、表2の機能を備えること。No.3~6の転送設定については、各固定電話機及びスマートフォンのユーザが自ら設定できること。但し、スマートフォンがFMC方式を採用する場合、No.8については多機能・固定電話機とスマートフォン間のピックアップ設定については対応不要、No.9についてはスマートフォンについて

別紙1 電話システムの基本機能

対応不要とする。各機能において、電話機や通話経路の違いによって機能差異が生じる場合、利用者の操作が複雑化しないように対応すること。

表2 電話機の機能

No.	機能名称	機能概要	多機能電話	アナログ 固定電話	スマート フォン
1	外線発着信	すべての電話機で外線番号（0AB-Jの割当）による発着信ならびに音声通話ができること。	○	○	○
2	内線発着信	すべての電話機間で内線番号（内線番号の割当）による発着信ならびに音声通話ができること。	○	○	○
3	直接転送	予め指定した番号に転送できること。	○	○	○
4	不応答転送	一定時間呼び出し後電話に出ない場合、予め指定した番号に転送できること。	○	○	○
5	話中転送	通話中にかかってきた電話を予め指定した番号に転送できること。	○	○	○
6	保留転送	通話中の電話を別の番号に転送できること。	○	○	○
7	発信規制	外線に電話をかけられないようにできること。	○	○	○
8	コールピックアップ	ピックアップ特番をダイヤルすることで、同グループの電話への着信をピックアップできること。管理者においてグループの組み換えが可能であること。	○	○	○
9	内線代表	仮想内線を用いて、内線グループの電話機を一斉に呼び出すことができること。	○	○	○

別紙1 電話システムの基本機能

10	内線設定変更について一元管理	内線設定および転送設定は保守コンソール等から一元管理が可能であること。	○	○	○
11	電話番号の付け替え	故障や紛失時等に代替電話機に対し、同一内線番号および内線設定の再付与が保守コンソール等から実施できること。	○	○	○
12	短縮ダイヤル	短縮番号を内線統一で利用できること。	○	○	—
13	パーク保留	パークボタンを有する多機能電話で通話中の呼び出しを保留し別の多機能電話で応答できること。	○	—	—
14	代理応答	パークボタンを有する多機能電話他の電話の呼び出しに応答できること。	○	—	—
15	マルチライン	フレキシブルボタンに予め設定した電話番号のランプを点滅させることができること。	○	—	—
16	外線発着信サブ番号の割当	災害発生時等、緊急の通話目的でやむを得ず使用する場合、070/080/090 に直接発信時通話できる番号を備えること。	—	—	○
17	モバイルデバイス管理 (MDM)	管理者が設定した構成を配布できること。パスコード設定、リモートロック、リモートワイプ(データ消去)、位置情報取得が可能であること。	—	—	○
18	モバイルアプリケーション管理 (MAM)	管理者が設定したアプリケーションを随時配布できること。管理者側から管理対象となる特定のアプリを自動インストールできること。端末OS、基本ソフトウェアおよび	—	—	○

別紙1 電話システムの基本機能

		アプリケーションのセキュリティ対策機能等のアップデートを行えること。アプリケーションのインストール及び実行を制限可能であること。業務で使用するアプリをカタログ化して配布にかかる工数を削減できること。			
19	Web 電話帳	Web 電話帳を参照可能であること。個人電話帳を編集できること。電話帳から発信できること。端末にWEB 電話帳のデータを保存しないこと。利用時にパスワード等の入力等、利用者認証を求められることができること。	—	—	○
20	端末間メッセージング	端末間でメッセージ、画像等の送受信ができること。	—	—	○
21	PUSH 通知	アプリケーションがバックグラウンドで起動していない状態でも着信できること。	—	—	○

凡例 ○：対象、—：対象外

(2) 非機能要件

ア 品質・保証 (スマートフォン)

以下の要件を満たすこと。

- (A) すべてのスマートフォンおよび携帯電話基地局、携帯電話用レピータ等について、LTE、4G、または5G対応機器を導入すること。
- (B) 本システム導入時点において、別途協議した通信エリアにおけるスマートフォン利用時に、十分な通話品質（聞き取れない、雑音が入る、音声途切れる等の問題を排除した通話状態）を確保するよう対策を施すこと。
- (C) 本システム運用期間中、協議した通信エリアにおいて常に十分な通話品質を確保するよう電波対策を施すこと。協議した通信エリア以外にも、通信エリアの見直し等により運用開始後にスマートフォンが利用できない箇所が見つかった際は、協議の上、電波対策を施すこと。
- (D) 利用拠点追加や既存拠点における追加建築物（以下、追加利用エリア）について

別紙1 電話システムの基本機能

は、当機構担当者より情報を提供する。追加利用エリアについても、協議した通信エリアと同等の対応を行うこと。同等の対応を行うことが困難である場合、当機構担当者と協議の上で対応を検討すること。

- (E) 上記(B), (C), (D)の電波対策について、本契約内で実施することが困難である場合は、改善対策案について提案を行うこと。また、改善対策の実施については、当機構担当者及び対策実施者に対し、情報提供や現地調査などの必要な協力を行うこと。
- (F) 通話品質確保のための対策において、疑義またはやむを得ない事情が生じた場合は遅滞なく当機構に申し出ることとし、双方協議のうえ、合理的な解決を図ること。また解決に向けた協力を行うこと。
- (G) 利用想定箇所については、測定器による品質測定を実施し、変更前後での定量的な測定結果を提示すること。なお、音声品質評価指標や合格基準値等はシステム設計工程における基本設計時に当機構担当者と協議のうえ、決定すること。
- (H) スマートフォン同士の通話品質は、社団法人情報通信技術委員会が JJ-201.01「IP 電話の通話品質評価法」において定める「IP 電話の音声通話品質」における、クラス C 相当(R 値 50 以上)の品質を確保すること。

イ 品質・保証（固定電話機）

以下の要件を満たすこと。

- (A) 固定電話機同士の通話品質は、社団法人情報通信技術委員会が JJ-201.01「IP 電話の通話品質評価法」において定める「IP 電話の音声通話品質」における、クラス B 以上(R 値 70 以上)の品質を確保すること。

ウ 信頼性

以下の要件を満たすこと。

- (A) 各拠点の回線インタフェース系の落雷対策として、屋外に出る回線ケーブルには保安器（アレスタ）を設置すること。さらに、各拠点の GW 装置などのアースは、装置間の電位差が生じないようにするため、GW 装置、MDF（配線盤）をアースに接続すること。

エ 拡張性

以下の要件を満たすこと。

- (A) 拠点、スマートフォン及び固定電話機の追加等があっても対応可能なこと。但し、追加拠点に設置する GW 装置、スマートフォン、固定電話機、回線数や端末数に応じて必要なライセンス追加等は別途調達する。

別紙1 電話システムの基本機能

オ セキュリティ対策

以下の要件を満たすこと。

- (A) 本システム構築範囲内のスマートフォンの通話において、通信キャリア網内は、通話の盗聴や漏話はないよう、必要なセキュリティ対策を行うこと。
- (B) 本システムへの不正アクセス等により、システムが破壊、停止等されないよう、不正アクセス対策等の内容を当機構担当者に提示のうえ、実施すること。
- (C) 本システムのサーバ機器、ネットワーク機器は適切なアカウント管理を行い、不正アクセスの対策をおこなっていること。また、システム運用に不要なポートの閉塞やサービスの削除を行い、不正アクセスの対策をおこなっていること。
- (D) 本システムのサーバ OS（オペレーティングシステム）は、最新パッチを適用し、脆弱性対策を行っていること。また、必要に応じ修正パッチを適用すること。また、サーバ OS およびインストールするソフトウェアは脆弱性の診断を行ったうえで、脆弱性対策を行った状態のものとする。
- (E) スマートフォンが紛失、盗難にあった場合、第三者が電話機内の個人情報を参照することができないよう、スマートフォンに標準搭載されている電話アプリケーションに発着信履歴を残さないこと。また、リモートから情報漏えいを防止できるよう、それらの対策レベルがどのような内容であるかを示すこと。
- (F) スマートフォンのセキュリティアップデートを行うこと。アップデートに対応できない状態となった端末を把握できること。

カ 保守・監視体制

以下の要件を満たすこと。

- (A) 本システムの故障一元窓口を設け、電話、電子メールによる問合せ、故障受付、修理手配が可能な体制を有すること。
- (B) 故障一元窓口の受付・対応は当機構執務日（土日祝日及び 12/29～1/3 を除く平日）9時～17時の間とすること。
- (C) 本システムの電話機端末を除く機器について、速やかな故障の検知、事象の把握が可能な遠隔監視体制を有すること。
- (D) 遠隔監視体制は、災害時を考慮し、本システムとは異なる事業所またはデータセンター等に構築されていること。また 24 時間 365 日対応とすること。

キ 資格

以下の要件を満たすこと。

- (A) ISO9001 又はこれに相当する品質管理手法を確立し、いずれかの認証を受けているか、又はそれらと同等以上の品質保証体系を確立していること。
- (B) ISMS 又はこれに類する情報セキュリティ管理体系を確立していること。

別紙1 電話システムの基本機能

(C) 個人情報の取得基準を確立していること。

仕様書別紙「固定電話通信サービス提供業務」

1 作業場所

基本的に受注者の事業所とする。

当機構担当者との打ち合わせについては、以下に記載する本部またはウェブ会議にて行う。

所在地：東京都小金井市貫井北町4-2-1

名称：国立研究開発法人 情報通信研究機構

施設名：第128棟（研究本館）2階 情報システムグループ

2 設置場所

別紙4 回線リスト及び種別の住所欄に記載の通り。

但し、別紙4についてはセキュリティの都合上、回線番号末尾を非開示としている。非開示情報については別紙6 秘密保持誓約書を当機構担当者に提出後に提出者のみに開示する。

なお、構内電話システムのシステム設計によって回線の物理的な収容場所を変更・集約しても良い。効率的な構成となるよう、提案すること。

3 作業内容

契約期間中において、以下の作業を行うこと。なお、以下の記述で「平日」とは、当機構執務日【土曜日・日曜日・休日・年末年始（12/29-1/3）を除く平日】をいう。

(1) 固定電話通信サービス提供のための事前調査

- ア 当機構担当者と十分な打ち合わせを行い、現在利用しているサービスへの影響を最小限に抑えること。影響がある場合、当機構利用者へ十分な説明及び資料を提示すること。
- イ 打ち合わせを元にスケジュールを作成し、当機構担当者の了解を得ること。作業時間に関しては基本的に平日の9時から17時とする。
- ウ サービス導入のために、当機構及び各拠点（※別紙4に記載）のPBX及び内線電話網の物理構成変更が必要な場合は、必要な対応を提案すること。提案に基づき物理構成の変更を実施する場合、事前に当機構担当者と協議を行った上で実施すること。
- エ 「00XY」（事業者識別番号）の付加が必要な場合、（携帯電話・国際電話への通話等）PBXで自動付与するもしくは、局側での事業所番号の自動付与でも可とする。、PBXの設定変更が必要な場合は、設定変更作業を実施すること。
- オ PBXの設定変更を行う場合、受注者が設定変更を行うこと。内線番号の変更、鳴動変更、レイアウト変更についても本調達の範囲とする。
- カ 回線サービス提供のための準備・処置にかかる費用については本調達に含めること。準備・処置の費用としては、回線サービスの安定的な提供及び停電対策が含

- まれることとし、UPS 等の必要な機材がある場合は本調達に含めること。
- キ 回線サービス提供のために軽微な機器（小型ルータ・スイッチ・メディアコンバータ等）が設置されることは許容するが、受注者が用意するラックの立架は認めない。当機構担当者が指示する既設ラック等の場所に設置を行うこと。
 - ク 固定電話通信サービス提供業務導入スケジュール案を参考に事前調査及び・工事等対応のスケジュールを計画すること。
 - ケ 回線サービス提供のための準備の完了期限を 2028 年 9 月 30 日とし、必要な手順書や応対に関する手順書などを受注者が準備し、当機構担当者へ十分な説明を行い、内容について了解を得ること。
 - コ 回線サービス提供のための準備の完了期限について、拠点や回線の当機構担当者の立会状況によっては前後することも考えられるが、本調達にかかる通話・通信料金の積算にあたっては 2028 年 10 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日（30 か月）を基準とすること。
 - サ 現地（事前）調査は 2028 年 8 月 31 日までに行うこととし、調査が難航する回線がある場合には当機構担当者と別途協議を行うこと。
- (2) 固定電話通信サービス提供のサービスイン
- ア サービスインの当日には、受注者において十分な体制を組み、当機構利用者からのサービス問い合わせに対応する当機構担当者のバックアップを行うこと。
 - イ バックアップについては当機構の本部で受付窓口を開設し、問い合わせ対応等を行うこと。
 - ウ 回線の切り替え作業及び手続きについては、2028 年 9 月 30 日までに完了させることとし、調整が難航し日数が大幅に変更となる場合には当機構担当者と協議を行うこと。
 - エ 受注者はサービスインに必要な初期費用と、3 作業内容（1）コに記載の通話・通信料を合計したものを基準とすること。
- (3) 固定電話通信サービス提供期間中における故障・不具合の対応
- ア サービスイン後、契約期間中に故障・不具合などが発生した場合、当機構担当者に速やかに連絡を行い、対処方法について当機構担当者と協議を行うこと。
 - イ 受注者の設備・サービスにおける故障・不具合が原因である場合、復旧にかかる費用に関しては受注者が負担すること。
 - ウ 復旧の確認に関しては当機構利用者及び担当者の了解をもって完了とすること。
 - エ 故障・不具合への対処の内容についてはその都度報告書を提出すること。

4 固定電話通信サービス提供のための維持管理作業

- (1) サービス提供を行っている回線について、平日・休日を問わずメンテナンス等がある場合には、電話または電子メールを用いて当機構担当者へ事前に連絡を行うこと。

- (2) サービス提供を行っている回線において通信事業者（または受注者）の都合などで、回線種別などが変更となる場合は同等のサービスへの移行を案内すること。方法については当機構担当者と別途協議する。
- (3) 仕様書別紙 4 に記載の回線リストにおいて追加契約、解約、移転等の変更が発生した場合、回線変更依頼書を当機構担当者が受注者に提出し、受注者は回線変更依頼書に沿って仕様書別紙 4 に記載の回線リストを確認し双方で管理すること。疑義が発生した場合は当機構担当者と協議を行うこと。

5 サービスにおける基本仕様

(1) サービスの種類

本別紙の範囲については、現在当機構が契約している固定電話サービスのうち、構内電話システムに収容しているものを対象とする。

※CATV 電話及び OABJ 型 IP 電話は除く、NTT 東日本・西日本加入電話、ソフトバンク提供電話、直収電話が対象

(2) 対象電話回線及び種別

別紙 4 に記載。

(3) サービス内容及び付加サービス等

受注者は以下の品質や性能を満たす固定電話通信サービスを提供すること。

ア 通話品質等

現在利用中のアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性を確保すること（FAX 利用時を含む）。

イ 通話対象

市内電話・市外電話・県外電話・国際電話・050 で始まる電話サービス、携帯電話、PHS への通話が可能であること。

ウ ダイヤルインサービス及び番号追加サービス

別紙 4 に記載したダイヤルインサービス及び番号追加サービス（i ナンバーサービス等）をそれぞれ同回線数分確保すること。また同一番号を付与すること。

エ 番号ポータビリティ

番号ポータビリティを利用し、現状利用中の別紙 4 に記載した番号と同一番号を利用できること。既存回線の提供元に起因して行えない場合は、当機構担当者と協議の上で対応すること。

オ 緊急特番号の利用の有無

NTT が提供している緊急特番及び 3 桁番号のうち、以下の番号が利用可能であること。110 番、118 番、119 番、104 番、115 番、117 番、171 番、177 番、184 番、186 番。

カ 着信者課金サービスへの発信

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT コミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク等

メディアが提供する着信者課金サービス（0120・0800・0088・0037・0053）が利用可能であること。

※0088、0037、0053 で始まる番号については、1つ以上のサービスに接続できれば可とする。

キ 非通知発信者への自動アナウンス

ナンバー・リクエスト（NTT 東日本・西日本）/番号通知リクエスト（KDDI）/番号通知リクエストサービス（ソフトバンク）等のような、発信者番号を通知していない電話の着信がある場合に発信者番号の通知を求める自動アナウンスを行うよう設定できること。本設定は契約する電話回線ごとにその設定有無を検討・変更できること。

(4) 3 作業内容（1）の事前調査の際に不要な回線等（回線チャンネル及び電話番号）が確認できた場合は、回線等の見直しを当機構担当職員に提案すること。

(5) 固定電話通信サービスにおける通話料

ア 契約期間における通話・通信料については本契約に含まれる。別紙5に当機構がある一ヶ月に利用した通信・通話料を記載しているので参考にすること。

イ 電話料金については以下を元に計算を行うこと

(ア) 基本料金

(回線使用料+屋内配線使用料+DSU レンタル費用+他必要事項) ×回線数

(イ) 電話番号利用料

電話番号使用単価 × ダイヤルイン番号数

(ウ) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料 ×回線数

(エ) 手続き費用

サービス提供の際にかかる契約料・PBX 工事、マイライン、マイラインプラス工事費など

ウ 通話距離区分については以下の区分とし、平日昼間午前8時から午後7時の単価（別紙5 予定度数総量及び通話総回数に記載された1度数(市内であれば3分)）を参考にすること。

(ア) 市内通話

区域内通話単価

(イ) 県内市外通話

同一県内の区域に終始する通話のうち、市内通話以外のものの単価

(ウ) 県外通話

国際電話を除く県外への通話単価

(エ) 国際電話

日本国を除く各国への通話単価

(オ) 携帯電話

携帯電話への通話単価

(カ) PHS

PHS への通話単価

(キ) IP 電話

IP 電話への通話単価

(6) その他

- ア 施設設置負担金が発生する場合は、その負担割合は協議の上で決定すること。
- イ 基本料金、基本料金に含まれない付加サービス料金、通話距離等区分別単価及び電話番号使用単価による契約とし、増減のある場合（回線の休止や解約）は別途当機構担当者と別途協議を行うこと。ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、総務省の改定に準ずる。フリーコール等、本別紙に含まれない費用については、受注者が法人契約に用いている標準的な約款などで定められている内容に準じた対応としても良い。
- ウ 回線の増減や使用場所の変更等で工事費等が発生する場合、当機構担当者に通知し協議を行うこと。回線増の際の工事費、回線減の際の工事費・番号ポータビリティ工事費については単価に基づく契約とすること。

別紙3 構内電話システム 支給品・貸与品（構成品）

表1 構内電話システム 構成品

拠点名	品名	規格	単位	数量	保管場所
小金井	サーバ	CAF-1020	式	1	本部 研究本館B1階 MDF室
	回線収容ゲートウェイ	Mediant1000B	式	2	
	アナログ電話ゲートウェイ	Mediapack 1288	式	1	
	センターL2-SW	Catalyst 9200L-24T-4G	式	1	
	PoE-SW	SAXA SH008	式	6	
	無停電電源装置	APC SMT1500RMJ2U	式	1	
	無停電電源装置	APC BE750M2-JP	式	5	
	多機能電話機	NP-520	台	27	
神戸	サーバ	CAF-1020	式	1	神戸 研究本館3階 電算室
	回線収容ゲートウェイ	Mediant1000B	式	1	
	アナログ電話ゲートウェイ	Mediapack 1288	式	1	
	センターL2-SW	Catalyst 9200L-24T-4G	式	1	
	PoE-SW	SAXA SH008	式	2	
	無停電電源装置	APC SMT1000J	式	1	
	無停電電源装置	APC BE750M2-JP	式	1	
	多機能電話機	NP-520	台	2	
仙台	サーバ	CAF-1020	式	1	仙台 1階 サーバ室
	回線収容ゲートウェイ	Mediant1000B	式	1	
	アナログ電話ゲートウェイ	Mediapack114	式	1	
	アナログ電話ゲートウェイ	Mediapack124	式	1	
	センターL2-SW	Catalyst 9200L-24T-4G	式	1	
	無停電電源装置	APC SMT750J	式	1	
	無停電電源装置	APC BE750M2-JP	式	1	
鹿島	サーバ	CAF-1020	式	1	鹿島 研究本館1階 計算機室
	回線収容ゲートウェイ	Mediant500L	式	1	
	アナログ電話ゲートウェイ	Mediapack124	式	2	
	センターL2-SW	Catalyst 9200L-24T-4G	式	1	
	無停電電源装置	APC SMT1000J	式	1	
	無停電電源装置	APC BE750M2-JP	式	1	
	多機能電話機	NP-520	式	2	
吹田	サーバ	CAF-1020	式	1	吹田 脳情報実験棟B1階MDF室
	回線収容ゲートウェイ	Mediant500L	式	1	
	アナログ電話ゲートウェイ	Mediapack124	式	1	
	センターL2-SW	Catalyst 9200L-24T-4G	式	1	
	無停電電源装置	APC SMT750J	式	1	
	受付システム		式	1	

表2 ユニバーサルコミュニケーション研究所構内交換設備改修工事 構成品

拠点名	品名	規格	単位	数量	保管場所
けいはんな	交換機(PBX)	NEC SV9300	式	1	けいはんな本館G階MDF室
		GCD-4CSIC	式	11	
		GCD-8LCA	式	3	
		GPZ-8LCE	式	3	
		GCD-PRTA	式	1	
		GCD-4COTA	式	1	
		GPZ-4COTE	式	1	
		GCD-8DLCA	式	1	
	SV93 BATTM(C)-A		式	1	
	課金装置用PC		式	1	
	課金装置用プリンタ		式	1	
	保守コンソールPC		式	1	
	無人受付機	ARC-AN5-WH	式	1	けいはんな本館1階受付

別紙4 回線リスト及び種別一覧

No.	支店	現調との差分	おとくライン 定 開通予定日	電話番号	回線種別	代表		追加番号 又は けんぱー追 加番号	追 加 番 号 数	発 信 者 番 号 通 知	NTT 付加サービス			要 調 査 回 線	住所	備考
						グループ名	行番									
1749	国立研究開発法人情報通信研究機構			078969****		(追加番号)	252								兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588-2 未来ICT研究所	
1750	国立研究開発法人情報通信研究機構			078969****		(追加番号)	253								兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588-2 未来ICT研究所	
1751	国立研究開発法人情報通信研究機構			078969****		(追加番号)	254								兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588-2 未来ICT研究所	
1752	国立研究開発法人情報通信研究機構			078969****		(追加番号)	255								兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588-2 未来ICT研究所	
1753	国立研究開発法人情報通信研究機構			078969****		(追加番号)	256								兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588-2 未来ICT研究所	
1754	国立研究開発法人情報通信研究機構			078969****		(追加番号)	257								兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡588-2 未来ICT研究所	

別紙5 予定度数総量及び通話総回数

項目	区分	距離区分	月間通話度数	月間通話回数 (回) ②	前提条件	
通話距離等 区分別単価	市内	市内	773	526	1度数:180.0秒	
	県内市外	隣接・20km以内	266	125	1度数:90.0秒	
		～30km	0	0	1度数:60.0秒	
		～60km	17	11	1度数:60.0秒	
		～100km	50	3	1度数:45.0秒	
		170km超	7	1	1度数:45.0秒	
		県間市外	隣接・20km以内	396	82	1度数:60.0秒
			～30km	29	4	1度数:45.0秒
	～60km		1,484	196	1度数:30.0秒	
	～100km		455	60	1度数:30.0秒	
	～170km		131	17	1度数:22.5秒	
	国際	170km超	8,659	2,514	1度数:22.5秒	
		FRANCE	0	0	1度数:6.0秒	
		SPAIN	0	0	1度数:6.0秒	
		THAILAND	14	1	1度数:6.0秒	
		USA	0	0	1度数:6.0秒	
		VIET NAM	0	0	1度数:6.0秒	
		その他			1度数:6.0秒	
	携帯	-	7,074	2,078	1度数:60.0秒	
	PHS	-	0	0	1度数:60.0秒	
IP電話	-	161	106	1度数:180.0秒		
総計			19,516	5,724		

通話料算出式例

区分	距離区分	月間通話 度数	度数当たり 秒数	月間通話秒 数(①)	月間通話 回数 (②)	平均通話秒 数(③=①/ ②)	1度当たり 秒数(④)	平均通話 度数(⑤ =③/④) 切り上げ	度数単価 (⑥)	金額 (②*⑤* ⑥) 小数点切 り上げ
市内	市内	773	180	139,140	526	265	180	2	9	8,942
県内市外	隣接・20km以内	266	90	23,940	125	192	90	3	10	3,750
	～30km	0	60	0	0	#DIV/0!	60	#DIV/0!	10	#DIV/0!
	～60km	17	60	1,020	11	93	60	2	10	220

秘密保持誓約書

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当 殿

私（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「甲」という。）の「2025-2030 年度 構内電話システムの構築及び運用保守」の調達（以下「本調達」という。）への参加に関し、甲が乙に対して開示する情報について、以下の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 本調達に関連して、甲から開示された情報（仕様書・別紙に掲げる資料を通じて知り得た情報を含むが、これに限らない。以下同じ。）は、本調達にかかる提案書等の作成業務に従事する乙の役員及び従業員以外のいかなる者にも開示若しくは漏洩し、又はかかる提案書等の作成以外のいかなる目的のためにも使用しない。
- 2 本調達に関連して甲から開示された情報を複製又は複製しない。また、乙が当該情報に基づいて発明、考案、意匠、著作物又はその他の創作等をなしたときは、直ちに甲に通知し、その扱いについて甲の指示を受ける。
- 3 本調達の結果が判明したとき又はそれ以前に甲の指示があるときは、その時点で、本調達に関連して甲から開示された全ての秘密情報を、甲の指示に従って返却又は破棄（情報の消去を含む。）のうえ、速やかに「データ返却・破棄届（別紙）」を提出する。
- 4 前各項に定める義務に違反し、甲に損害を与えた場合は、これを賠償する。

年 月 日

乙（住所）
（商号又は名称）
（部署名）
（役職氏名）
（連絡先）

データ返却・破棄届

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当 殿

私（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「甲」という。）の調達への参加に関し、下記のとおり、甲が乙に対して開示した全ての秘密情報を返却又は破棄したことを報告します。

記

1. 案件名 2025-2030 年度 構内電話システムの構築及び運用保守
2. 秘密情報の受領日 年 月 日
3. 返却／破棄の別（いずれかに○を付ける） 返却 / 破棄
4. 返却／破棄の実施日 年 月 日

年 月 日

乙（住所）
（商号又は名称）
（部署名）
（役職氏名）
（連絡先）